

法改正のお知らせ

建築基準法施行規則第10条の3(敷地と道路との関係の特例の基準)を改正する省令(令和5年国土交通省令第93号)が令和5年12月12日に公布され、翌13日に施行されました。

本改正により、「令和6年度版 1級建築士試験 学科 過去問スーパー7」の掲載内容に変更が入ります。詳細は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

ページ	該当箇所	改正前	改正後
p271	No.14 肢1 解説文3行目	及び第3項	、第3項第一号イ及び第二号
	No.14 肢1 解説文5行目	延べ面積200㎡以内の一戸建ての住宅	法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途以外の建築物で延べ面積が500㎡以内のもの
p718	No.14 肢2 解説文3行目	及び第3項	、第3項第一号イ及び第二号
	No.14 肢2 解説文4行目	延べ面積200㎡以内の一戸建ての住宅	法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途以外の建築物で延べ面積が500㎡以内のもの

以上